

消防計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、_____における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画は、_____に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

(予防管理組織)

第3条 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者が行う日常の任務は、次のとおりとする。

防火管理者 _____			
防火担当責任者		火元責任者	
担当区域	職・氏名	担当区域	氏名

(建物等の自主検査)

第4条 火元責任者は、自主検査表に基づき、次の区分により自主検査を実施するものとする。

検査対象		実施月日	検査対象	実施月日
建築物	通路・階段等		火気使用設備	
	防火区画		危険物施設	
消防用設備等			電気機械施設	

- 2 防火担当責任者は、火元責任者の実施した自主検査の結果を確認し、防火管理者に報告するものとする。
- 3 防火管理者は、報告された内容を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、_____に報告し、改善を図らなければならない。

(従業員等の遵守事項)

第5条 全従業員は、火災予防及び火災発生時の避難確保のために、次の事項を遵守しなければならない

(1) 火気管理に関する事項

- ア 喫煙管理について万全を図るため、吸殻の点検を励行する。
- イ 喫煙は指定された場所で行い、歩行中の喫煙は絶対に行わない。
- ウ 火気使用器具は、使用する前後に点検を行い、安全を確認する。
- エ 危険物の貯蔵、取扱場所及び当該場所の外周部においては、一切の火気を使用しない。
- オ 燃焼器具等を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに可燃物に接近して使用しない。
- カ 工事を行う時は、防火管理者を通じて、工事中の防火安全対策を樹立する。
- キ 次の行為を行なう場合は、防火管理者を通じて消防機関へ必要な届出をする。
 - (ア) 改装工事を行なうとき。
 - (イ) 裸火を使用するとき。
 - (ウ) 催物を開催するとき。

(2) 放火防止に関する事項

- ア 建物の周囲に可燃物を置かない。
- イ 死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かない。
- ウ 物置、空室、雑品倉庫等の施錠を行う。
- エ 倉庫等の巡視を行う。

(3) 避難管理に関する事項

- ア 廊下、階段、通路には物品を置かない。
- イ 階段、出入口等に設けられている扉の開閉を妨げるような物品が置かれている場合は、直ちに除去する。

ウ 防火シャッターの降下位置に物品が置かれている場合は、直ちに除去する。

エ 上記において、物品を容易に除去できない場合は、防火管理者又は防火担当責任者に報告する。

(消防用設備等の法定点検)

第6条 消防用設備等の機能を維持するために()により法定点検を実施する。

消防用設備等	点 検 実 施 月 日		
	外観点検・機能点検		総合点検
消 火 器	月 日	月 日	
屋 内 消 火 栓	月 日	月 日	月 日
自 動 火 災 報 知 設 備	月 日	月 日	月 日
誘 導 灯	月 日	月 日	
非 常 放 送	月 日	月 日	月 日
避 難 器 具	月 日	月 日	月 日
	月 日	月 日	月 日
	月 日	月 日	月 日

2 防火管理者は、消防用設備等の法定点検の結果を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、 に報告し、改善を図らなければならない。

3 消防用設備等の法定点検は、 年に1回、消防署長に報告しなければならない。

(自衛消防活動)

第7条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を置く。自衛消防隊の組織及び任務分担は次のとおりとする。

自衛消防隊長 (防火管理者)	通報連絡班	
	班長 ()	班員 ()
	初期消火班	
	班長 ()	班員 ()
	避難誘導班	
	班長 ()	班員 ()

任務分担

通報連絡班	119番で消防機関へ通報する。
	建物内への非常放送を行う。
	関係者への連絡を行う。
初期消火班	消火器等による初期消火を行う。

避難誘導班	出火時における避難者の誘導を行う。
	逃げ遅れた者の確認を行う。
	避難器具により逃げ遅れた者を避難させる。

(震災対策：南海トラフ地震震災対策を含む)

第8条 震災時の災害を予防するため、次の事項を実施するものとする。

(1) 日常の震災対策

- ア ロッカー、自動販売機等の転倒防止措置を行う。
- イ 窓ガラス、看板、広告塔の落下、飛散防止措置を行う。
- ウ 火気使用設備・器具からの出火防止措置を行う。
- エ 危険物等の流出、漏洩措置を行う。
- オ 高所に置かれた重量物は低所に移動する。
- カ 震災用の備蓄品を確保するとともに、定期的に点検する。

備 蓄 品 目	数 量	備 蓄 場 所
飲料水（1人1日あたり3ℓ）		
非常用食糧（缶詰、乾パン等）		
応急手当セット（三角巾、包帯、医療品、ばんそうこう、ガーゼ、はさみ等）		
懐中電灯、乾電池		
携帯用ラジオ		

- キ 救助、救出用資器材を確保するとともに、定期的に点検する。

保 管 品 目	数 量	保 管 場 所
スコップ		
つるはし		
ハンマー		
金てこ、鉄パイプ		
ロープ		

(2) 地震後の安全措置

- ア 火気使用設備・器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止及び電源遮断を行い、各火元責任者はその状況を確認する。
- イ 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
- ウ 防火担当者は、火災等二次災害の発生を防止するために建物、火気使用設備・器具、危険物施設等について点検・検査を実施し、防火管理者に報告するとともに、異常が認められた場合は応急措置を行う。
- エ 各設備・器具は、安全を確認した後に使用する。

(3) 震災時の活動

震災時において自衛消防隊は、次の活動を行う。

ア 情報収集・伝達

情報連絡班は、次のことを行う。

- (ア) テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

(イ) 混乱防止を図るため、必要な情報は建物内に居る来客者等に知らせる。

イ 警戒巡視

(ア) 火災発生の警戒及び被害状況の把握のため、建物内を巡視する。

(イ) 落下、倒壊した物品で避難上障害となるものを除去する。

(ウ) 建物内の被害状況を防火管理者に報告する。

ウ 避難誘導

避難誘導班は、来客者等の混乱防止に努めるとともに次のことを行う。

(ア) 来客者等を落ち着かせ、原則として自衛消防隊長から指示があるまで待機させる。この場合に照明器具等の落下の恐れがある場所にいる来客者等については、壁際等安全な場所に移動させる。

(イ) 来客者等の避難誘導を行う場合には、落下物からの頭部保護、倒壊物等による転倒防止等必要な指示を行う。

(ウ) 来客者等を広域避難場所まで誘導する場合は、先頭と最後尾に従業員を配置して行う。

(エ) 避難にあたっては、車両等を使用せず全員徒歩とする。

(南海トラフ地震に関連する情報が発せられた場合の対応策)

第8条の2 大規模地震対策特別措置法に基づく南海トラフ地震に関連する情報が発せられた場合、原則として仕事を中止し、来客者等が混乱しないで退場できるようにする。

2 南海トラフ地震に関連する情報が発せられた場合に自衛消防隊は、次の活動を行う。

(1) 情報収集・伝達

通報連絡班は、次のことを行う。

ア テレビ、ラジオ等により情報の収集を行う。

イ 従業員に対し、南海トラフ地震に関連する情報伝達を行う。

ウ 混乱防止を図るため、必要な情報は建物内にいる来客者等に知らせる。なお、来客者等への情報伝達は、各階に避難誘導班を配置させた後に行う。

(2) 応急対策

初期消火班は、次のことを行う。

ア 火気を使用する設備・器具の使用は原則として禁止するものとし、やむをえない場合は、最小限とするとともに、監視人を置く等の措置を行うものとする。

イ 窓ガラス等の破損、散乱防止措置を行う。

ウ 照明器具、ロッカー、書類棚、OA機器、物品等の転倒・落下防止措置を行う。

エ 非常持出品の準備を行う。

(3) 安全誘導

避難誘導班は次のことを行う。

ア 避難通路の確保、非常口の開放等を行う。

イ 来客者等が混乱しないで退場できるように誘導する。

3 勤務時間外に南海トラフ地震に関連する情報が発せられた場合は、建物内に残っている者が上記(2)に定める応急対策を行う。

- 4 南海トラフ地震に関連する情報が発せられた後に出・退社する場合は、公共交通機関等を使用する。
- 5 従業員が休業日、休暇、退社後に南海トラフ地震に関連する情報が発せられたことを知ったときは、原則として自宅待機とする。

(教育訓練)

第9条 防火管理者は、従業員等の防火知識並びに消防技術及び震災対応措置の向上を図るため、防火・防災に関する教育及び訓練を行う。

2 防火管理者が行う防火・防災に関する教育は、次により実施する。

(1) 教育の実施時期・区分

対 象 者	実施時期	実施回数	実施者			
			防火管理者	防火担当責任者	火元責任者	催物主催者
新 入 社 員	採 用 時	採用時 1 回	○			
正 社 員	__月、__月	年 2 回	○			
	朝 礼 時	必要の都度		○	○	
派 遣 社 員	採 用 時	必要時 1 回	○			
	朝 礼 時	必要の都度		○	○	
アルバイト パ ー ト	採 用 時	採用時 1 回	○			
	就 業 時	必要の都度		○	○	
催 物 係 員	催物開催前	1 回 以 上	○		○	
	催物開催中	必要の都度				○
備 考	○印は実施対象者を示す。					

(2) 防火・防災教育の内容

防火・防災教育の内容は、次の事項とする。

- ア 火災予防上従業員が遵守すべき事項について
- イ 火災発時の対応（役割、実施事項等）について
- ウ 地震発生時の対応（役割、実施事項等）について
- エ 南海トラフ地震に関連する情報が発せられた場合の対応（役割、実施事項等）について
- オ その他必要な事項について

3 防火管理者が行う防火・防災に関する訓練は、次により実施する。

訓 練 種 別	実 施 時 期	訓 練 種 別	実 施 時 期
消 火 訓 練	__月、__月	震 災 訓 練	__月

避難訓練	__月、__月		
通報訓練	__月、__月	総合訓練	__月

(消防機関への通報、連絡)

第10条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成(変更)届出
- (2) 防火指導の要請
- (3) 教育訓練指導の要請
- (4) 消防訓練実施の連絡
- (5) 消防用設備等の点検結果の報告
- (6) その他防火管理上必要な事項

附 則

この計画は、__年__月__日 から実施する。